

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に係る事務手続について

平成16年12月20日

生安第4805号

警察本部長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に係る事務手続について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2の規定による医師の指定に関し、その事務手続を次のように制定し、平成12年12月17日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この通達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）第3条に基づき、医師の指定に係る事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指定の同意

生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、埼玉県公安委員会が医師を指定するに当たり、あらかじめ承諾書（様式第1号）により、指定を受ける医師の同意を得るものとする。

一部改正〔平成17年第657号、27年第774号〕

3 指定書の交付

保安課長は、埼玉県公安委員会が医師を指定したときは、指定書（様式第2号）を交付するものとする。

一部改正〔平成17年第657号、27年第774号〕

実施日

この通達は、平成16年12月17日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

【様式省略】